

平成29・30年度宇城市工事入札参加者資格審査における格付基準

1 等級区分の資格要件

(1) 総合点数の基準

格付に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評点（以下「経営事項評価点数」という。）に、2に規定する技術事項等評価項目及び数値により算出した技術事項等評価点数を加えた総合点数（以下「総合点数」という。）に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする。ただし、この場合において（2）から（5）までに規定する要件を満たしていなければならない。

なお、前回格付けされた等級から2等級以上上位に変動する場合は、1等級までに止めるものとする。

また、前回格付を受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。

等級	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事
A	940点以上	810点以上	800点以上
B	780点以上	810点未満	800点未満
C	550点以上		
D	550点未満		

(2) 建設業許可の種類

土木一式工事A等級、建築一式工事A等級にあつては、特定建設業の許可を有すること。

(3) 平均完成工事高（経営審査2年又は3年平均完成工事高）

等級	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事
A	1億円以上	4千万円以上	3千万円以上
B	3千万円以上		

※ 2年又は3年平均完成工事高が無い場合は、最も下位の等級に格付けする。

(4) 1級技術者数

等級	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事
A	3人以上	1人以上	1人以上

(5) 自己資本額

等級	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事
A	4千万円以上	4千万円以上	1千万円以上

2 技術事項等評価項目及び数値

(1) 工事成績（宇城市発注の元請工事）

・平成27年4月から平成29年3月までの工事成績評点の平均点（格付工事別、競争入札分）により加点するもの

工事成績の平均点	点 数	備 考
85点以上	70点	ただし、件数1件の場合は50点
80点～85点未満	50点	ただし、件数1件の場合は30点
75点～80点未満	30点	ただし、件数1件の場合は20点

(2) 工事請負実績額（宇城市発注の元請工事）

・平成27年4月から平成29年3月までの工事請負実績額（2年間の平均額、格付工事別、競争入札分）により加点するもの。

工 事 金 額	点 数
100,000千円以上	25点
100,000千円未満～50,000千円以上	20点
50,000千円未満～20,000千円以上	15点

(3) 技術者の保有状況（平成29年4月1日現在の技術職員数）

・平成29年4月1日現在の技術職員数（1級+2級）により加点するもの。

技術職員数	点 数
8人以上	30点
4人以上8人未満	20点
2人以上4人未満	10点

※ 技術職員数2人未満については加点しない。

(4) 宇城市発注工事優良工事状況

・平成27年4月から平成29年3月までの優良工事（格付工事別、競争入札分）により加点するもの。

区 分	点 数
工事成績85点以上	20点
工事成績80点以上85点未満	10点

※ 工事（入札によるもの）全てを対象とし、上限を100点とする。

(5) 宇城市発注工事粗雑工事状況

・平成27年4月から平成29年3月までの粗雑工事（格付工事別、競争入札分）により減点するもの。

区 分	点 数
工事成績65点未満	1件当たり△25点
工事成績60点未満	1件当たり△35点

(6) 信用の度合

区 分	点 数
平成27年4月から平成29年3月までの間における指名停止	1月当たり△20点

※ 1月未満の端数は1月で算定する。

(7) ISO等取得状況

区 分	点 数
ISO9000シリーズの取得	10点
ISO14000シリーズの取得	10点

(8) 社会的貢献度

(ア) 身体障害者の雇用状況（平成29年4月現在）

区 分	点 数
障害者を1人以上雇用している場合	10点

(イ) 保護観察者の協力雇用主（平成２９年４月現在）

区 分	点 数
保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者	１０点

(ウ) 防災活動協定の締結（平成２９年４月現在）

区 分	点 数
市と災害協定を締結している団体に加入している者	１０点

(エ) ボランティア活動の状況

区 分	点 数
平成２７年４月から平成２９年３月までの間に活動実績がある場合	１０点

(オ) 宇城市消防団員（平成２９年４月現在）

区 分	点 数
加入団員数	団員数１人につき２点

※上限を１０名までとする。

(カ) 宇城市消防団協力事業所の認定

区 分	点 数
宇城市消防団協力事業所として認定を受け、表示証の交付を受けている者	１０点

(キ) 新規学卒者等の雇用及び定着の状況（平成２９年４月現在）

区 分	点 数
学校教育法に規定する学校又は専修学校を、平成２５年度から平成２７年度までの間に卒業した者を採用し６ヵ月を超えて常用雇用 または、３５歳未満の者を採用し３年以上継続して雇用	１人につき４点

(ク) 不当要求責任者講習の受講状況

区 分	点 数
平成２４年１月から平成２８年１２月までの間に従業員若しくは役員に暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者	１０点

附 則

この格付基準は、平成２９年７月１日から施行する。